

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第389号）

〔 府民の声基本情報に係る文書部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年2月29日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の判断は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年4月3日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求内容）

○年○月○日公表の次の府民の声の基本情報：

省略（※府民の声の具体的事案に係るURLを記載。）

- 2 同月15日付けで、実施機関は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を下記（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）本件行政文書

○年○月○日公表の次の府民の声の基本情報

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ・○○ ⇒ 府民の声管理番号:○○ | ・○○ ⇒ 府民の声管理番号:○○ |
| ・○○ ⇒ 府民の声管理番号:○○ | ・○○ ⇒ 府民の声管理番号:○○ |
| ・○○ ⇒ 府民の声管理番号:○○ | ・○○ ⇒ 府民の声管理番号:○○ |
| ・○○ ⇒ 府民の声管理番号:○○ | ・○○ ⇒ 府民の声管理番号:○○ |
| ・○○ ⇒ 府民の声管理番号:○○ | ・○○ ⇒ 府民の声管理番号:○○ |

（2）公開しないことと決定した部分

ア 対応職員の氏名

イ 申出者のフリガナ、氏名、郵便番号、電話番号、メールアドレス、住所、性別、年齢

ウ 府民の声に記載されている、管理センター名（○○）、大阪市区名・所轄警察官名・駅名（○○）

エ 府民の声に記載されている、店舗名（○○）

※（ ）内は、府民の声管理番号

（3）公開しない理由

ア 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には、府民お問合せセンター職員の氏名及び、申出者の氏名、住所などの個人情報が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

イ 条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には、法人等に関する情報が記載されており、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報と認められる。

- 3 同年7月19日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、諮問実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

次の部分の公開を求める

・エ 府民の声に記載されている、店舗名（以下「本件係争情報」という。）（〇〇）

※（ ）内は、府民の声管理番号

### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張

条例第8条第1項第1号に該当しない。

府民の声によると、大阪府〇〇府民センターに勤務する大阪府職員のうち喫煙者が、5年以上前から、当該店舗の敷地内で堂々と喫煙しているとのことである。即ち、長期間に亘り、なんの隠しだてもなく喫煙がなされているということであり、当該店舗も敷地内での喫煙を禁じていないものといえる。これらのことからすると、店舗名が公にされたからといって、当該店舗の競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められない。

- 2 反論書における主張

処分庁は、「敷地内での喫煙を容認している店舗であるかのような印象を与え」ることから、「もって社会的評価が下がる恐れがある」と主張しているが、失当である。

府民の声の主旨は、平成20年5月より敷地内終日禁煙である大阪府〇〇府民センターで働いている方の内、喫煙者の方が、府敷地外の他社の敷地で喫煙していることに対する批判であり、専ら非難は府や喫煙者に向けられている。このことからすると、仮に、「敷地内での喫煙を容認している店舗であるかのような印象を与え」たとしても、「もって社会的評価が下がる恐れがある」とは認められない。処分庁は、「実際には店舗の敷地内では禁煙であるかどうか不明である」と主張しているが、店舗の敷地内では禁煙であるかどうかについては、そもそも府民の声において言及されておらず、「実際には店舗の敷地内では禁煙であるかどうか」は公開／非公開の判断とは関係のない事柄である。府民の声において「敷地内は禁煙になっているのでしょが」と指摘される対象が、大阪府〇〇府民センターであることは、「自所に喫煙所を作る必要がある」と意見が述べられていることから文脈上明らかであり、実際に平成20年5月より敷地内終日禁煙である。

以上のとおりであるから、本件係争情報は条例第8条第1項第1号に該当しない。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

### 1 弁明書における主張

#### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

#### (2) 弁明の理由

ア 大阪府に日々寄せられるご意見、ご要望等（以下「府民の声」という。）を業務改善や政策反映に活かしていくことを目的に、府民の声を一元的に管理するシステム（以下「府民の声システム」という。）を運用している。お寄せいただいた府民の声は、個人、企業が特定される氏名・団体名・住所・メールアドレス、所管外及び個人等を誹謗中傷する内容等を除き、原則原文のまま公表している。審査請求人が本件請求を行った「府民の声の基本情報」とは、「府民の声システム」に入力されている「府民の声」の基本情報である。

イ 本件行政文書は、「府民の声」の申出者が特定の店舗の敷地内（以下「店舗敷地内」という。）での府職員の喫煙を通報するとの内容であり、非公開部分（上記「第2 2(2)エ」部分。以下「本件係争情報」という。）には、店舗名が記載されている。

本件係争情報を公開することにより、実際には店舗の敷地内では禁煙であるかどうか不明であるにもかかわらず、敷地内での喫煙を容認している店舗であるかのような印象を与え、もって社会的評価が下がるおそれがあり、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報と認められることから、条例第8条第1項第1号に該当するものである。

### 2 実施機関説明における主張

「府民の声」に寄せられた意見については、当該意見等の内容が事実であるか否かにかかわらず、特定の個人や企業が特定されるような氏名や住所等の情報のほか、所管外の内容や個人等を誹謗中傷する内容等を除き、原則、原文のまま公表されている。個人名や法人名等を公表してしまうと、「府民の声」の内容が個人の人権を侵害するおそれや法人等の活動に支障を及ぼすおそれがあるため、このようなことは「府の業務の改善・検討等を進める」ため、府民の府政への理解・協力を深めるという「府民の声」の本来の主旨から外れる。

大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号。以下「受動喫煙防止条例」という。）第1条にて「この条例は、府、府民等、保護者及び多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、府民等が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による府民等の健康への悪影響を未然に防止し、府民等の健康で快適な生活を実現することを目的とする。」と定め、第6条には「府、市町村、多数の者が利用する施設の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。」と定めている。

受動喫煙防止条例第6条において、多数の者が利用する施設の運営事業者には、施設の管理権原者として府民等が望まない受動喫煙を生じないように配慮するよう努めることが求められて

いる。

一方、本件対象文書における公開部分には、店舗敷地内において5年以上前から大阪府職員が喫煙をしていたとの記載があることから、本件係争情報を公開することにより、当該店舗が、受動喫煙防止条例にて定める受動喫煙の防止に必要な環境の整備等の努力義務の履行を怠り、店舗敷地内での喫煙を放置し又は容認していたような印象を与えてしまう可能性がある。

以上のことからすると、本件非公開部分を公開することにより、当該店舗の社会的評価が低下するおそれがあり、当該店舗の運営事業者の正当な利益を害すると認められる。

よって、条例第8条第1項第1号に該当し、本件決定は適法かつ妥当なものとする。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

### 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件係争情報は、条例第8条第1項第1号に該当すると主張しているので、本件係争情報の条例第8条第1項第1号の該当性について、以下検討する。

#### (1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって（以下「要件1」という。）、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害す

ると認められるもの（以下「要件2」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいう。

## (2) 条例第8条第1項第1号該当性について

ア 本件係争情報は、「府民の声」に掲載された事案として、敷地内で喫煙がなされていたとされる店舗の名称であり、公にすることにより、本件店舗が特定され、運営する法人等に関する情報であると認められ、要件1に該当する。

イ 次に、要件2について検討する。

実施機関は、本件係争情報を公にすることにより、店舗の敷地内が禁煙かどうか実態が不明であるにもかかわらず、当該店舗が敷地内での喫煙を容認しているかのような印象を与え、もって社会的評価が下がるおそれがあり、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報と認められることから、条例第8条第1項第1号に該当すると主張する。

一方、審査請求人は、当該店舗は敷地内における大阪府職員の喫煙を長期間に亘り禁じていないから、店舗名が公にされたからといって、当該店舗の競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められず、また、「府民の声」の批判の対象は、府や喫煙者であるから、当該店舗の社会的評価が下がるおそれがあるとは認められないと主張する。

条例第8条第1項第1号の「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、上記のとおり、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうと解される。

また、大阪府においては、受動喫煙防止条例第6条に基づき、府、市町村、多数の者が利用する施設の管理権原者等は、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないとされている。

本件係争情報に係る事業者が本規定に基づき協力するよう努めていたかどうかは不明であるところ、実施機関が主張するように、本件係争情報を公開すれば、当該店舗の敷地内での喫煙に係る管理に不備があるとして、当該店舗へ直接苦情等が寄せられ、ひいては事業者の社会的評価の低下につながる可能性は否定できず、当該法人の正当な利益を害すると認められるから、本件係争情報は要件2に該当する。

ウ よって、本件係争情報は条例第8条第1項第1号に該当し、実施機関がこれを非公開としたことは妥当である。

## 3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子